

令和元年 11月 21日

## まちづくり委員会資料

### 請願の審査

請願第 6 号 相次ぐ落下事故を踏まえ、住宅地と石油コンビナート上空を低空飛行させる危険な羽田空港新飛行ルート案の撤回を求める意見書提出を求める請願

資料 羽田空港の機能強化について

参考資料 1 本市から国への要望関係資料

参考資料 2 羽田空港のこれから（国土交通省 航空局）

## まちづくり局

# 羽田空港の機能強化について

資料

## 1 羽田空港の機能強化に係る新飛行経路

- 平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、首都圏空港の機能強化が盛り込まれ、これからの日本の成長を支え、経済・社会を維持・発展させていくため、羽田空港をさらに世界に開き、諸外国との結びつきを深めていくことが必要であるとして、国において国際線増便の取組が進められている。
- 国は、国際線を増便するため、様々な方策の検討を行った結果、平成26年8月に、国際線の需要が集中する時間帯に限りて運用する新飛行経路の当初案を示して以降、環境影響等に配慮した方策を踏まえ、現在の新飛行経路が示されている。(図1)
- 令和元年8月、国は、関係自治体からの意見・要望や、住民からの心配の声があることを踏まえ、それらをしっかりと受け止め、丁寧に対応することを前提として、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便することを公表した。

### 羽田空港における滑走路運用・飛行経路の見直し（南風時）

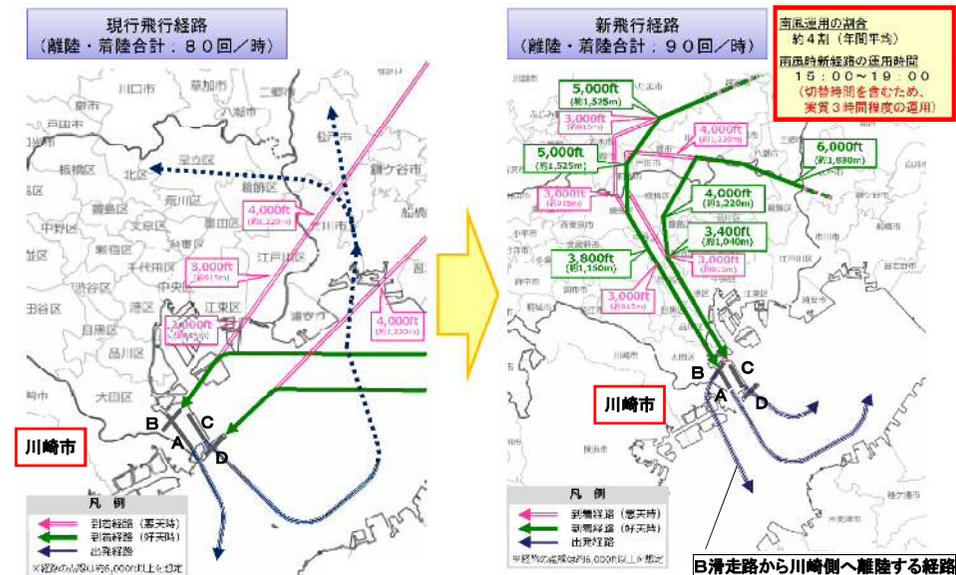
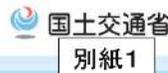


図1 南風時の新飛行経路（現行との比較）

出典：「2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し羽田空港において国際線を増便します」（別紙）

(国土交通省)

※川崎市が一部加筆



図2 南風時の新飛行経路（B滑走路から川崎市側へ離陸）

出典：川崎市上空における南風時の新飛行経路（国土交通省）

※川崎市が一部加筆

## 2 川崎石油コンビナート地域の飛行制限について

### (1) 経緯

- 昭和40年代に空港周辺で発生した航空機事故を契機として、昭和41年から45年にかけて、川崎市長、川崎市議会から国に対して、川崎石油コンビナート地域の航空安全の確保等に関する要望を行った。
- 昭和45年11月、国は、羽田空港の位置、滑走路の方向等から、川崎石油コンビナート地域上空の飛行を全面的に禁止することは航空機の航行の安全確保等の見地から困難であるため、できる限り、当該地域上空の飛行を制限するとし、東京航空局長から東京国際空港長あてに、川崎石油コンビナート地域上空の飛行制限について、通知し、運用されている。

### (2) 飛行制限の内容

- ・東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機は、原則として、川崎石油コンビナート地域上空を避け、適切な飛行コースをとらせること。
- ・東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機以外の航空機は、川崎石油コンビナート地域上空における飛行を避けさせるとともに、やむを得ず上空を飛行する必要がある場合は、低高度（3000フィート以下）の飛行は行わせないこと。

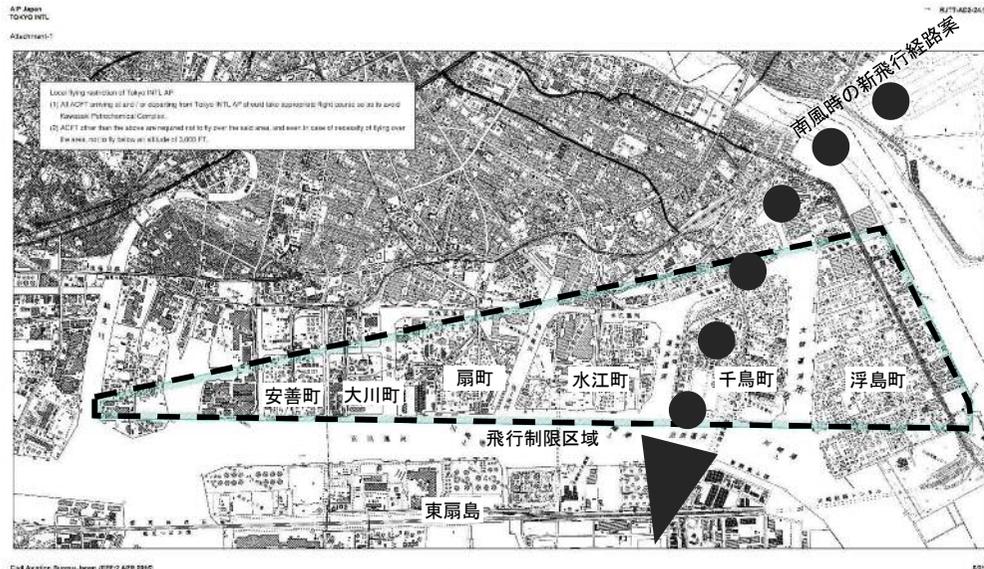


図3 石油コンビナート地域の飛行制限区域

出典：航空路誌

※川崎市が一部加筆

### (3) 本市のこれまでの対応

- 本市では、石油コンビナート地域上空の飛行に伴う安全確保について、平成27年12月、平成28年6月、平成30年9月に、国に対し要望書を提出し、次の対応を求めてきた。
  - 石油コンビナート上空をこれまでよりも低高度で飛行することについて、具体的な内容や落下物等の安全対策に対する考え方を早期に示すとともに、周辺地域を含めた継続的な防災力確保・向上に取り組むこと。
- 同様に、関係自治体や航空会社等の関係者間で協議を行う「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」においても対応を求めてきた。

○また、それに加え、次の項目についても同じく対応を求めてきた。

- 試験飛行の早期実施
- 地元住民への丁寧な説明等
- 騒音影響の軽減対策
- 住宅、学校、病院等の防音対策、地域への対応
- キングスカイフロントにおける研究開発機関等への対応

### (4) 本市の意見・要望に対する国の取組

- 石油コンビナート地域上空の飛行については、「第5回首都圏空港の機能強化の具体化に向けた協議会」において、安全性の確保を前提として、飛行制限の見直しを行っていくことが示された。
- また、その他の要望事項について、試験飛行の実施を令和2年1月下旬以降に予定していることや、騒音影響低減の取組として更なる低騒音機の導入促進、研究開発機関等の建物への新飛行経路運用後の騒音調査などに取り組んでいくことが示された。
- また、地元への丁寧な情報提供を行うため、これまで関係する1都2県（東京都、神奈川県、埼玉県）の住民に対して、5回のフェーズにわたり説明会を実施することに加え、本市域では、新飛行経路案による影響を受ける大師地区町内会や企業等への説明等を行いながら取組が進められている。

(5) 国による地元対応の経過

■平成26年度

- 8月 **第1回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催**  
 ・将来的に国際線を増便するため、交通政策審議会の首都圏空港機能強化検討小委員会がまとめた技術的な選択肢をもとに、国から南風時の15:00～19:00に、B滑走路を使用して川崎側に離陸する経路を含めた新飛行経路案が示された。
- 9月 **大師地区町内会連合会内に航空機対策協議会設置。**
- 12月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国・市に要望書提出。**

■平成27年度 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会を開催。(計5回)

- 11月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国・市に要望書提出。**
- 12月 航空機対策協議会の要望を受け、市から国に要望書提出。
- 3月 航空機対策協議会員等に対する羽田空港現地見学会(羽田空港、城南島の視察)実施。

■平成28年度 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計4回)

- 5月 航空機対策協議会員等に対する浮島における現地視察会実施。
  - 6月 地元説明会等における意見を踏まえ、市から国に要望書提出。
  - 7月 国が殿町小学校で説明会を開催。
- 第4回「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」開催。**  
 ・長距離国際線の制限や運航本数の削減等、環境影響に配慮した方策が示された。

■平成29年度 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計2回)

- 6月 羽田空港の機能強化に関する情報発信ブースの設置。(大師支所、約2週間)
- 12月 国所有の飛行検査機による騒音体感の取組を実施。

■平成30年度 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計1回)

- 6月 羽田空港の機能強化に関する情報発信ブースの設置。(大師支所、約1週間)
- 8月 市から国に対し、騒音対策や安全対策等に関する文書照会を実施。
- 9月 **大師地区町内会連合会・航空機対策協議会から国に要望書提出。**  
 航空機対策協議会の要望を受け、市から国に要望書提出。

■令和元年度 航空機対策協議会において、国が直接説明する説明会開催。(計1回)

- 6月 羽田空港の機能強化に関する情報発信ブースの設置。(大師支所)
- 10月 **市から国に要望書提出。**

※上記のほか、新飛行経路に近い大師地区東部の町内会や臨海部企業、キングスカイフロント研究開発機関等へ適宜情報提供を実施。

3 羽田空港の機能強化のプロセスについて



出典：「2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し羽田空港において国際線を増便します」(別紙)  
 (国土交通省)

※川崎市が一部加筆  
 図4 国の取組の流れ

■今後について

- 令和元年12月 ・試験飛行について、国から地元へ説明
- 令和2年1月 ・飛行制限の見直しを含めた新飛行経路の周知(AIP(航空路誌)改定)
- 2月1日～3月11日 ・南風運用時の試験飛行を実施(騒音測定)  
 ⇒実施結果について、国から地元及び関係自治体へ説明
- 3月29日 ・**新飛行経路運用開始(国際線の増便実施)**

注) AIP(航空路誌): 国が発行する出版物であり航空機の運航のために必要な永続的情報を収録するもの。

#### 4 新飛行経路の運用開始（国際線の増便）に向けた対応

##### （1）本市の対応について

○本市では、これまで石油コンビナート上空飛行をはじめとして、新飛行経路の運用に係る必要な対応を国に対し求めてきた。

○国は、それに関する取組を進めつつ、今年8月には、引き続き、地元の意見をしっかりと受け止め、丁寧に対応することを前提として、来年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便していくことが示された。

○それらを踏まえ、本市としては、これまで要望してきた趣旨に基づき、騒音や安全性等に係る生活環境への影響等に十分配慮するとともに、運用後の対応を含め、本年10月に、以下の事項について、改めて総括的な要望を行ったところである。

##### <令和元年10月28日付け要望書の内容>

###### ①運用開始前の対応

- ・試験飛行の実施における騒音測定や地元への情報提供を行うこと。
- ・B滑走路全般の運用が確定次第、早期にその内容を示すこと。

###### ②運用開始後の具体的・継続的な対応

- ・騒音影響に関する情報提供や更なる軽減策の工夫や取組を図ること。
- ・川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、安全性の確保や事故・災害時の更なる対応強化に関し、具体的な内容を示すとともに、責任を持ってその対応を行うこと。
- ・殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいて研究開発への騒音等の影響が生じないように、十分に対応すること。

###### ③運用開始後の総括的対応

- ・継続的な地元説明や市民等の指摘への誠意を持った対応を行うこと。

###### ④将来的な対応

- ・今後も、本市域に騒音や安全性に影響を及ぼす内容の変更をしようとする場合は、事前に本市に情報提供を行うとともに、協議すること。

##### （2） 国の対応について

○国からは、本市の各要望に対し、以下のように適切に対応することの回答を受けた。

##### <国からの回答の内容>

###### ①運用開始前の対応

- ・試験飛行として、新飛行経路の実機飛行による確認を行い、殿町国際戦略拠点等において騒音を測定し影響を確認の上、その結果を本市及び地元に対し情報提供を行う。
- ・B滑走路全般の運用が確定後速やかに示すが、離陸機においては、長距離国際線の制限等により環境影響を軽減する。

###### ②運用開始後の具体的・継続的な対応

- ・騒音影響について、騒音測定等の適切な対応を図るとともに、今後も新技術の導入等により騒音影響の軽減に努める。
- ・川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、航空会社等への厳正な審査・監査、航空機落下物防止対策の実施や安全監査体制の強化など、安全運航に必要な措置について、責任を持って対応する。また、事故・災害時の対応強化に繋がるよう、関係機関の更なる連携強化を図る。
- ・殿町国際戦略拠点について、建物の遮音性能を評価し影響が想定されないことは確認しているが、新飛行経路の運用後、改めて当該地域の騒音調査等を実施するとともに、影響が発生した場合には、発生現場にて調査を行い、内容に応じて専門家等の意見を踏まえつつ関係者で連携して対応する。

###### ③運用開始後の総括的対応

- ・地元への丁寧な説明を継続し、地元住民等の意見等には誠意を持って対応する。

###### ④将来的な対応

- ・飛行ルート等の変更をしようとする場合は、事前に情報提供を行うとともに、協議する。

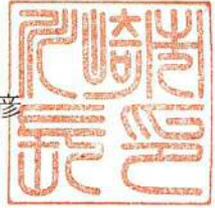
#### 5 本市の見解

- 本市としては、羽田空港の機能強化について、その必要性を認識しているところであるが、騒音・安全対策、地元説明などの新飛行経路の運用に係る必要な対策について、国に対応を求めてきた。
- このたびの本市要望に対して、運用後も含め、適切に対応していくことの国の回答を受けており、この中で石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについては、安全運航に必要な措置について、国が責任を持って対応することが示された。
- そのため、本市としては、それらの必要な対策について、運用後も含め、引き続き国の対応状況を十分確認していく。

国土交通省航空局長

和田 浩一 様

川崎市長 福田 紀彦



羽田空港の機能強化に伴う新たな飛行経路の運用について（要望）

東京国際空港（羽田空港）の機能強化に伴う協議について、本市からこれまでに要望いたしました趣旨に基づき、騒音や安全性等に係る生活環境への影響等に十分配慮されるとともに、以下の事項について、改めて適切な対応を図られますよう要望いたします。

- 1 試験飛行の実施にあたり、具体的な内容を示すとともに、しっかりと騒音測定を行い経路周辺への影響を確認すること。あわせて、地元へ適切に情報提供を行うこと。
- 2 新飛行経路の運用に際し、プライベートジェット機等を含めたB滑走路全般の運用が確定次第、早期にその内容を示すこと。
- 3 新飛行経路に対応するため、騒音測定局を現在の殿町小学校から殿町国際戦略拠点内に移設することが予定されているが、新飛行経路運用後、十分情報提供を行うとともに、この他の地点で騒音測定の要望等があった場合は適切に対応すること。
- 4 騒音影響に配慮し、最新の技術開発の動向等に応じ、更なる騒音軽減策の工夫や取組を図ること。
- 5 川崎石油コンビナート地域の飛行制限の見直しについて、その前提となる安全性の確保や事故・災害時の更なる対応強化に関し、具体的な内容を示すとともに、責任を持ってその対応を行うこと。
- 6 殿町国際戦略拠点キングスカイフロントについては、研究開発への騒音等の影響が生じないよう、騒音軽減策を適切に講じるとともに、影響が発生した場合は、「第5回 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で示された回答に基づき、十分に対応すること。
- 7 新飛行経路運用後についても、継続的に地元へ丁寧な説明を行うとともに、騒音や安全性等について、本市及び市民等より指摘があった場合は誠意を持って対応すること。
- 8 今後も、本市域に騒音や安全性に影響を及ぼす内容の変更をしようとする場合は、事前に本市に情報提供を行うとともに、協議すること。

（まちづくり局交通政策室担当）

第5回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会資料

羽田空港の機能強化に対する県及び政令2市の意見への回答

神奈川県関係 資料3-4

2019年5月23日に開催された「国土交通省と県・政令2市連絡会議」以降に頂いた羽田空港の機能強化に関する県及び政令2市の意見への国土交通省の回答は以下のとおりです。

	意見	回答
神奈川県	<p>次の点をお願いしたい。</p> <p>①地域住民・企業への丁寧な説明と情報提供                      地域住民や企業等の一層の理解と協力を得るため、新飛行経路実現後も必要に応じて国による丁寧な説明と情報提供をお願いしたい。</p> <p>②殿町地区の研究機関等への影響                      殿町地区の研究機関等への影響調査において、影響が想定されなかったことは承知しているが、所在する研究機関等からは、新飛行経路運用後の影響について懸念が示されているため、試験飛行・新飛行経路運用後も継続的に調査を実施していただくとともに、事業活動に影響を及ぼす事象が確認された場合には、国が責任を持って、速やかに必要な対策を実施していただきたい。</p> <p>③石油コンビナート上空飛行について                      国が示した「落下物対策総合パッケージ」の対策について、国をはじめ関係者が一丸となってしっかりと取り組むという前提の上で、次のことについて対応をお願いしたい。                      ・現行の石油コンビナート地域上空飛行制限が見直された後の安全対策については、引き続き川崎市をはじめとした関係機関と十分調整していただくこと。                      ・石油コンビナート地域上空を飛行することに対する防災対策等について、国が責任をもって地元との理解と協力を得られるよう、引き続き丁寧な説明と情報提供を行っていただくこと。</p> <p>④神奈川県石油コンビナート等防災計画（石コン計画）の修正について                      石コン計画の改定にあたり、石油コンビナート上空飛行制限に関する内容について、適切に修正できるよう国の対応をお願いしたい。</p>	<p>①地域住民・企業への丁寧な説明と情報提供                      ・できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会の開催や、地元企業が参加する協議会での説明など、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。                      ■住民への説明                      ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、川崎市と調整を実施する。                      ■適時適切な広報                      ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。</p> <p>②殿町の研究機関等への影響                      ・これまで、研究開発機関等の建物の遮音性能を評価し、影響が想定されないことは確認しているが、新飛行経路の運用後、改めて当該地域の騒音調査等を実施するとともに、必要に応じて研究開発機関等への確認を行い、影響が発生した場合には、発生現場にて調査を行い、内容に応じて専門家等の意見を踏まえつつ、関係者で連携して対応する。</p> <p>③石油コンビナート上空飛行                      ・落下物対策を含む安全対策に万全を尽くした上で、以下の取組を行う。                      ■飛行制限の見直し                      ・昭和45年からの飛行制限の見直しにあたっては、川崎市をはじめとした関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。                      ■川崎石油コンビナート地域での事故・災害発生時の対応                      ・救助活動等の妨げとならぬよう、状況に応じて配慮した運用を行うほか、防災対策等について引き続き丁寧な説明と情報提供を行う。</p> <p>④神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正                      ・川崎石油コンビナート地域の飛行制限見直しを踏まえ、今年度末までに適切に修正にできるよう一致協力する。</p>
川崎市	<p>次の点をお願いしたい。</p> <p>①試験飛行の早期実施について                      飛行検査等安全確認が必要なのは理解しているが、運航開始直前の実施ではなく、少しでも前倒して大型機の試験飛行を実施してほしいという地元意向を踏まえ、適切な対応をお願いしたい。</p> <p>②石油コンビナート上空飛行制限の取扱いについて                      飛行制限の見直しにあたり、安全性の確保とセットで、その内容を示すことをお願いしたい。                      あわせて、引き続き地元への説明と調整をお願いしたい。</p> <p>③丁寧な地元への説明の継続について                      特に、殿町周辺住民、キングスカイフロント等の企業への丁寧な説明の継続をお願いしたい。</p> <p>④その他、騒音影響低減の取組や防音工事等の柔軟な対応など、これまで本市が要望してきた事項について、引き続き必要な対応をお願いしたい。</p>	<p>①試験飛行の実施                      ・飛行検査の期間とA1P（航空路誌）における周知期間を考慮すれば、民間の航空機による運航が可能となるのは、1月下旬の予定である。このため、これ以降のできるだけ早い時期に実施による試験飛行を実施する。</p> <p>②石油コンビナート上空飛行                      ・落下物対策を含む安全対策に万全を尽くした上で、以下の取組を行う。                      ■飛行制限の見直し                      ・昭和45年からの飛行制限の見直しにあたっては、川崎市をはじめとした関係機関と調整の上、必要な措置を講じる。                      ■川崎石油コンビナート地域での事故・災害発生時の対応                      ・救助活動等の妨げとならぬよう、状況に応じて配慮した運用を行うほか、防災対策等について引き続き丁寧な説明と情報提供を行う。</p> <p>③地域住民・企業への丁寧な説明と情報提供                      ・できるだけ多くの方のご理解を頂くため、これまで5巡にわたるオープンハウス型の住民説明会の開催や、殿町地区の住民および地元企業が参加する協議会での説明など、丁寧な情報提供を行ってきたが、引き続き、以下の取組を含め様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行っていく。                      ■住民への説明                      ・2019年の秋以降、オープンハウス型の説明会を基本としつつ、住民に対する説明会を開催する。なお、説明会の具体的な形式に関しては、地域の事情も踏まえ、川崎市と調整を実施する。                      ■適時適切な広報                      ・飛行検査の実施、運航開始などそれぞれのフェーズを考慮しつつ、さまざまな手法で広報を実施する。</p> <p>④騒音影響低減の取組                      ・着陸料に関しては、2017年から騒音の要素を組み合わせた着陸料体系を導入しているが、関係機関との調整後、2020年2月を目途に騒音に関してよりメリハリを付けた着陸料体系に変更することにより、低騒音機の導入を推進する。                      ・航空機騒音測定局を新経路付近に移設し、騒音状況を把握するとともに、ホームページ等においてその結果について情報提供を実施する。                      ・B滑走路の西向離陸に関しては、長距離国際線の制限（6000km以上の路線に関しては、一定の低騒音機を除き離陸を制限）、4発機の制限、騒音軽減方式の導入を行うとともに、継続的に騒音状況の監視を実施する。</p> <p>⑤防音工事等の対応                      ■教育施設等の騒音防止工事の助成について                      ・法律に基づく学校等の騒音防止工事の補助が可能となる施設は、川崎市内で4施設を見込んでいる。補助の申請は随時受付中であり、施設管理者の意向により対応することとしている。                      ■殿町の研究機関等への影響                      ・これまで、研究開発機関等の建物の遮音性能を評価し、影響が想定されないことは確認しているが、新飛行経路の運用後、改めて当該地域の騒音調査等を実施するとともに、必要に応じて研究開発機関等への確認を行い、影響が発生した場合には、発生現場にて調査を行い、内容に応じて専門家等の意見を踏まえつつ、関係者で連携して対応する。</p>
横浜市	<p>運用に向けて、引き続き、住民への丁寧な説明、情報提供を行うとともに、関係自治体と十分に連携を図りながら、羽田空港の機能強化に取り組んでいただきたい。</p>	<p>・関係自治体と連携を図り意見や要望等を踏まえながら、引き続き丁寧な説明、情報提供を行い、騒音対策や安全対策に万全を期した上で羽田空港の機能強化に取り組んでまいりたい。</p>

令和元年9月2日

川崎市まちづくり局  
交通政策室長殿

国土交通省航空局  
航空ネットワーク部首都圏空港課  
東京国際空港環境企画調整室長

### 東京国際空港の機能強化に伴う協議について

平素より、東京国際空港（羽田空港）の運用及び機能強化について、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

東京国際空港の運用については、「平成22年7月14日付国空環第29号、「D滑走路供用開始後の東京国際空港の運用について（要望）」に対する回答について（以下、「要望回答」という。）」のとおり実施するとともに、今般の機能強化にあたっては、新たな経路案や想定騒音値等の情報提供など、当該文書に基づき進めてきたところです。

また、5巡に渡る住民説明会や様々な情報提供を行ったうえで、令和元年7月31日に開催した「羽田空港機能強化に係る国土交通省と県・政令2市連絡会議」、令和元年8月7日に開催した「第5回 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」等にて貴市等からの御意見への回答のほか、関係自治体等からの様々な御意見を踏まえ、頂いた御意見・御要望をしっかりと受け止め、丁寧に対応する旨を回答の上、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し国際線を増便することとし、同年8月8日に国土交通省として公表いたしました。

このようなことから、コンビナート地域の飛行制限の見直しの考え方（素案）についても、情報提供を行ったところです。

つきましては、これらの対応を踏まえ、要望回答の「8 について」に基づき、東京国際空港（羽田空港）の機能強化に伴う新たな飛行経路の運用について協議したく、よろしく願いいたします。